

市第34号議案

都市公園を設置すべき区域の決定

次のように都市公園を設置すべき区域を決定する。

令和5年9月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

1 都市公園を設置すべき区域

瀬谷区瀬谷町7,449番の5の一部ほか

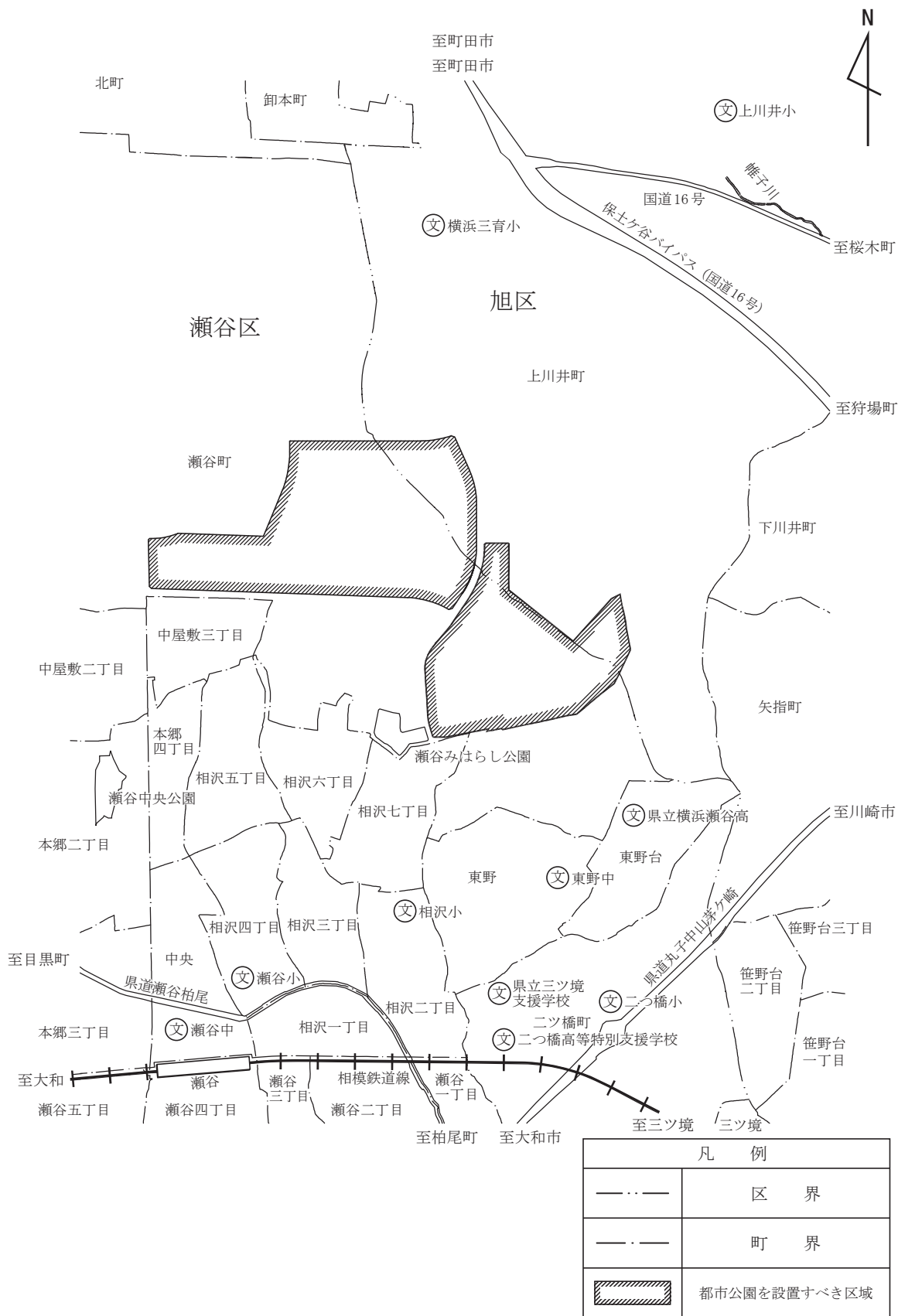
2 面積

約650,000㎡

3 区域図

別図のとおり

別図 都市公園を設置すべき区域図



提 案 理 由

都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法第33条第5項の規定により提案する。

参 考

都市公園法（抜粋）

（公園予定区域等）

第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

（第 2 項及び第 3 項省略）

4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 6 項省略）